

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月30日
【会社名】	京葉瓦斯株式会社
【英訳名】	KEIYO GAS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽 生 弘
【本店の所在の場所】	千葉県市川市市川南二丁目8番8号
【電話番号】	047 - 325 - 4111
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループマネージャー 青 木 順 一
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市市川南二丁目8番8号
【電話番号】	047 - 325 - 4111
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループマネージャー 青 木 順 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年3月28日開催の当社第133期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円50銭（普通配当4円50銭、記念配当1円）

2 剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,200,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,200,000,000円

第2号議案 株式併合の件

平成30年7月1日を効力発生日として、当社普通株式について5株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数を2億株から4千万株に変更する。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨、定款第30条及び定款第40条の規定を変更する。

(2) 定款第32条に補欠監査役に関する選任決議の有効期間を定めるとともに、定款第33条に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、坂東司朗を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	51,290個	111個	0個	99.784%	可決
第2号議案	51,400個	1個	0個	99.998%	可決
第3号議案	51,393個	8個	0個	99.984%	可決
第4号議案 坂東 司朗	50,564個	837個	0個	98.372%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・株主総会当日に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、閉会后における当該株主からの議決権行使結果確認票の提出による確認に基づくものであり、必ずしも採決時に行使された議決権の数を表しているとは限りません。